

看護専門学校

学修の成果に係る評価及び卒業又は終了の認定に当たっての基準

「看護専門学校学則」より抜粋

第4章 教育課程

(授業科目、単位数および時間数)

第21条 本校における授業科目、単位数および時間数は別表のとおりとする。

2. 別表中、講義および演習については15時間から30時間、実験、実習および実技については30時間から45時間、臨地実習については45時間をもって1単位とする。

(授業科目の評価および単位修得の認定)

第22条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。

2. 講義については、出席時数が授業の3分の2に達しない者は、その科目の評価を受ける資格を失う。
3. 実習については、出席時数が授業時間の5分の3に達しない者は、その科目の評価を受ける資格を失う。
4. 授業科目の評価は、A（80点以上）、B（70点から79点）、C（60点から69点）とし、C以上を合格とする。
5. 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった者または不合格の者に対しては、追試験（補修実習）または再試験（再実習）を行うことができる。